

平成 2 9 年 度 事 業 方 針

社会福祉法の改正に伴う、社会福祉法人改革の初年にあたり、様々な福祉ニーズに対応できるよう、町をはじめとして町内各関係機関、福祉団体等との連携を図り、地域に根ざした社会福祉法人としての責任や役割を認識し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街づくりに努めながら、地域福祉活動の中心的役割を目指してまいります。

現在、和寒町の人口は、平成29年2月28日現在で3,526人（男1,638人・女1,888人）と年々減少の一途をたどり、一方65歳以上は1,517人で高齢化率43.02%と他町村と比べても極めて高い率を示し、和寒町社会福祉協議会が行う各種福祉事業対象者は、満75歳以上894人で25.35%の実態にあります。

また、小地域ネットワーク事業の更なる充実を図り、住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくりを目指すとともに、社会福祉協議会設立の原点である地域住民が地域福祉に協働していくという精神を再認識し、社会福祉事業と指定管理施設の健全運営に努めます。

さらに、2015年介護保険法改正に伴い、本年度から町が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」についても、積極的に支援し、誰もが日々潤いと生きがいを持てる暮らしと高齢者お一人お一人が自ら自立した生活を送ることができる環境づくりに努めます。

サロン開設については、立ち上げや運営協力を通し、「交流の場」としての目的は達成しましたが、今後も地域住民自らが活動し、発展していくよう見守り・支援を継続してまいります。

指定管理制度を受け運営しております「芳生苑」「健楽苑」につきましては、芳生苑で発生した度重なる不適切な介護処遇に対し、北海道より勧告という重い処分が下され、入所者への適切な介護と適正運営の実施に向けた改善計画の策定が求められました。

このことから、職員は介護サービスを支える人材として、法令遵守などの教育研修を通し、適切な知識をもって現場実践すること、さらには、介護の本質的な理念を体得できる豊かな人間性を備えた人材の育成、法人の事業経営に対する再発防止の体制整備と健全かつ適正な事業運営が必要となっています。

そのため、和寒町より運営支援のため、職員の派遣を受けるなか、課題解決の中心となる執行機関が理事会であることを再確認するとともに、法人を代表する理事・監事は事業運営の全体について責任を負うべきものと認識し、和寒町社会福祉協議会の事業経営が適正に行われるよう、その職責を如何なく発揮し、資質向上と健全な運営の向上に努めてまいります。